1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　SSKU　増刊通巻第 5394 号

NPO 法人わくわくかん
編集　〒115-0044
東京都北区赤羽南 2-6-6
TEL：03-3902-9996

http://www.wakuwakukan.net/

SSKU わくわくかん リボン便り

2016 年 3 月号 No. 180

シャケ Zo くん

？？なぜリボン？？

生まれ変わった
再生したという意味の
（Reborn）。
新しく生まれ変わる
「便り」にしたくて、名付けました。

４月から実施の「障害者差別解消法」について、「権利条約」の批准への国内法整備の流れと、この法律の核心である「合理的配慮」規定について、堀利和副理事長に寄稿してもらった。

４月からいよいよスタート！

障害者差別解消法＆雇用促進法の「差別の禁止・合理的配慮の指針」

副理事長　堀　利和

2007 年に日本政府も署名し発効した「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて、国内法が整備されてきた。そしてようやく、2014 年 12 月に国会承認を経て、2015 年 1 月に批准手続きを終えて締約国となった。

国内法では主に、障害者基本法、雇用促進法（第三十六条加）の改正、そして障害者差別解消法が新法として制定され、この４月から施行される運びとなった。といっても、法律ができただけでは私たちにとって十分とはいえない。なによりもその法律を活用して運動することが肝要だ。

まず障害者基本法でいえば、（目的）第一条に「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため（以下略）」とあり、（定義）第二条には障害者、社会的障壁が定められ、（差別の禁止）第四条に「障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」、また「社会的障壁の除去は、……それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。」とある。差別解消法はこの第四条を根拠法として成立した。

ここで留意すべき重要な点は、第四条第２項の「その実施に伴う負担が過重でないときは」と条件がつけられ、つまり過重と判断されるときはその限りでないということを意味し、俗にいう「但し書き」となっている。要するに、「配慮しなさい」とした上で「負担が過重な時はしなくても差別にはあたらない」ということである。

要するに、「配慮しなさい」とした上で「負担が過重な時はしなくてもよい」ということである。

差別解消法または雇用促進法の「合理的配慮の指針」の場合、合理的配慮に関する過重な負担の判断においては、事業者の事業規模、その規模から見た負担の程度、事業者の財政状況、業務遂行に及ぼす影響等を総合的に考慮することなどである。配慮の有無についてはまず当事者同士の話し合いによるが、しかし、最終的決定権は配慮する側にある。事業者側にあるのである。

イギリスのことわざに、工場の門の前までは民主主義だが、その中は民主主義でないとある。就労支援事業などを行っているわくわくかんとしても、皆で「合理的配慮の指針」をしっかり受け止め、合理的配慮の正当性、何が差別に当たるかを経験的に積み重ねていく必要があろう。

そのためにも、わくわくかんの中に、関係者一人一人が受けた具体的な差別、合理的配慮の有り方についての相談・応援の窓口を設置すべきでは？　また新年号に載せた「障害者基本条例」の市民運動も大事になる。

＜わくわくかん３月予定表＞

- ✧ 3 月 01 日（火）“親あるうち”の自立をめざして　10:00～ 帝京平成大学　冲永記念ホール 無料
- ✧ 3 月 12 日（土）はたらっくす　16:00～　自立訓練室
- ✧ 3 月 22 日（火）現場協議会　16:30～　スカイブリッジ
- ✧ 3 月 23 日（水）第 3 回理事会　15:00～　赤羽会館第 1 集会室
- ✧ 3 月 28 日（月）家族懇談会　16:00～　自立訓練室

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5394 号

わくわく配食サービス

就労継続支援 A 型事業
北区赤羽南 2-6-6
TEL：03-3598-0089
FAX：03-3598-0089

今月のレシピ

ふきの炒め煮

かつおだしのしょうゆ味でふきをさっと煮ても、香りや歯ざわりが楽しめますが、このように油とみその香りにすると子供たちは食べやすいようです。♪あなのあいたふき♪　と口ずさみながら食べています。

【材料】　4 人分

ふき	8 本
みそ	大サジ 1 強
砂糖	大サジ 1½
油	適宜

【作り方】

① ふきは洗って塩をひとつまみふり、板ずりし、ゆでて水にさらしてアクをとり、すじをとる。

② ①を適当な長さに切り、油で炒め、ひたひたのだし汁、調味料で煮る。

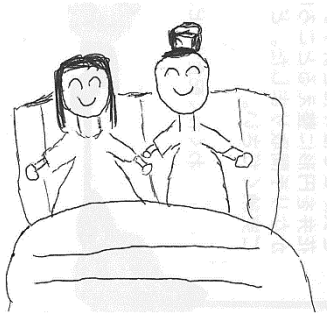

（N.T.）

配達は車 2 台で
当事者職員が添乗して

現在お弁当の配達は、月～金の午前、午後、土の午前に行っていますが、それぞれの配達で北区のエリアをおおよそ南北に分けて、車 2 台を出しています。車の運転は、主にシニアの非常勤職員の方 3 名が担ってくれていて、彼らが運転する車に当事者職員の配達員 2 名ないし 1 名が同乗して配達を行っています。

◎ルートは毎週変動

午後の配達の場合、約 2 時間半で配達するのですが、新規の顧客が入ったり、入院などで利用停止になったりするので、ルートは毎週変動します。また、北区は一方通行や狭い道が非常に多く、運転に慣れていないとなかなか難しいものがあります。今運転を行っている三名の方は、カーナビもない中で問題なく運転を行ってくれており、さらに顧客個々人の特徴や当事者職員の体調なども詳しく把握してくれていて、いつも支えられているという思いでいっぱいです。

また運転手 3 名のうち N さんは一番勤務時間も長く、イベントに参加したりするときや配達の手違いがあったりしたときなどに、無理をお願いすることもたびたびありました。

その N さんが、ご家庭の事情で 3 月いっぱいで退職をすることになりました。配食サービスで働いている仲間、特に私も含め一緒に配達に出ていた仲間は、N さんに対する大きな感謝を抱いています。N さんの存在が大きかっただけに、これから配達の体制をどう作っていくのかという悩ましい課題に直面しています。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5394 号

自立訓練（生活訓練）事業 ボランティア響会

通称 響（ひびき）

〒114-0032　北区中十条 1-2-18
北区障害者福祉センター4F TEL 03-5963-6888

クッキング（1/19:ハンバーグ）

＊ハンバーグのこねかたが難しかった（O）
＊ニンジングラッセは、フルーティーでおいしかった。(K)
＊ワインにつかっているだけあって大人の味でした。(T)
＊たまねぎのみじん切りが、難しかった。(N)
＊ソースが、おいしかった。(T)
＊ソースがとてもおいしくて、肉がやわらかくていままでで一番おいしかった（H）
＊ハンバーグは、おいしかった。(I)
＊味はたべたことない味だった。とろみがなじめて、おいしかった。(U)
＊味は、全部おいしかった。(O)
＊やわらかかったので、形づくりがむずかしかった（I）

HIBIKI　川柳

テーマ　「春」

・花見上げ　心かろやか　恋うらら（布川竜太）
・雪どけや　水もぬるむし　ふきのとう（橘）
・窓をあけ　春を感じる　今日この頃（えびはらゆきの）
・お花見だ　酒を飲まずに　楽しもう（K.O.）
・動物の　赤ちゃん　もうすぐ　生れるよ（T）
・ありがとう♪　想い出いっぱい　ひびきかな（O.K.）
・桜咲く　出会いと別れ　期待感（S.N.）

＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊ ＊＊＊＊

今日のひびき　作・O,K

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　SSKU　増刊通巻第 5394 号

プログラムコース

就労移行支援事業

リボーンプロジェクト

〒114-0032　東京都北区中十条 1－2－18
北区障害者福祉センター４F　Tel：03-5963-6888

企業見学に行ってきました！！
A 型の「ラトリエ　リサイエティ」

２月９日(火)に足立区にある就労継続支援Ａ型事業所「ラトリエ　ソサイエティ」に見学に行ってきました。「ラトリエ　ソサイエティ」は、洋菓子の製造と販売を行ない一般企業に併設された就労継続支援Ａ型事業所です。洋菓子の製造工場と直売品の販売用店舗が併設されていて、製造と販売とで業務分担がされていました。

製造はパティシエ経験のあるスタッフの方々と一緒に行っており、技術の向上のため、定期的に技術講習も行われるそうです。お菓子作りの経験が無くても、スキルを身に付けて洋菓子製造の企業へステップアップしていく方もいらっしゃるとの事でした。また、製造されたお菓子のデコレーションやパッケージをされるグループもあり、最初は慣れないながらも失敗と練習を重ね、見事美しい仕上げができるようになるそうです。工場直送品の販売所では、良心的なお値段で製品が購入できるとあって、客足が途絶えることなく、地域から愛されているお店という印象でした。販売の工夫として、あえてパティシエの服装で路上に立ってチラシ配りをされていました。皆さん、自分の仕事に誇りを持ち、モチベーションを高め合って業務に取り組まれている印象でした。休憩時間はとても和気藹々とした雰囲気で、働いている方から「ここはとても楽しいです。おすすめの職場です。」という言葉を頂いたのが印象的でした。

＜感想＞

☆本格的にお菓子作りが学べそうでとても興味深かったです。雰囲気も良かったです。(A)

☆一人一人に合わせた環境がとても良かったです。ケーキおいしかったです。(S)

矢印に見る１年間の出来事

- 4月　あかばね開拓校とリボーンプロジェクトの合併。赤羽から中十条に移り、リボーンプロジェクトのプログラムコースとなる。
- 9月　介護職員初任者研修が終了し、5名が資格を取得。
- 10月　模擬企業コースのオフィス内にお引越し。
- 1月　新しく、MOS講座、ビジネス実技マナー講座、フォトショップ講座が開講される。
- 2月　これまで自由席であったが、個別の席が決まる。
- 3月　来年度から月曜日～金曜日の開所になる予定。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5394 号

就労移行支援事業

リボーンプロジェクト

就業企業コース

〒114-0032　東京都北区中十条 1－2－18
北区障害者福祉センター４F　Tel：03-5963-6888

「親なき後問題」について

リボーンプロジェクトでは、年に数回外部講師をお招きして、様々なテーマで研修を行っています。今回は誰もが経験する「親なき後問題」について学びました。

先日、行政書士阿部総合事務所の阿部隆昭様による「親なき後問題」についての研修が行われました。「親なき後」はだれでもいつかは訪れるものでありますが、今回の研修では、親が「なくなる」という言葉には様々な意味があると話しがありました。たとえば、「親が亡くなる」「認知症で親の役割ができなくなる」「病気になり一緒に生活できなくなる」などです。

「親なきあと」への備えとして 3 つ大切な事があります。一つ目は「お金」、二つ目は「情報」三つ目は「信頼」。一つ目の「お金」ですが、厚生労働省が調査した精神障害者社会復帰サービスニーズ等調査（平成 15 年）によると、最低賃金の保障がある就労継続支援Ａ型の場合は月 7 万円前後、最低賃金の保障のない就労継続支援Ｂ型は月 1 万円程度しか収入がなく、障がいのある方の生活費のほとんどを親兄弟が担っている結果となっています。そのため、障がいをもつ当事者にとって、親がなくなる問題は将来の生活への不安に直結しているのです。そのため、障害年金が受給できる方は受給し、もしもの時のための生活保護の制度を知っておくことが大切とのことでした。二つ目の「情報」に関しては、情報を得るためにインターネットや組織、仲間など手段は様々ありますが、「まだ必要ない」段階から支援サービスの情報を集めておくことで、いざとなったときに不安が少なく動くことが出来ます。三つ目の「信頼」は、将来の相談相手を今のうちに探しておく必要性があるとの話でした。信頼関係は今日・明日で構築できるものではないため、信頼できる人を今のうちに探しておくことが大切です。

「親なきあと」親も当事者も不安になる問題ですが、問題に対して今から備えることによって不安を少しでも解消することが大切ではないでしょうか。最後に「問題解決の方法は必ずある」と心強い言葉を頂きました。

〈親なき後問題〉の感想

★私は以前、母から後見制度について相談を受けたことがあり、その時は「まだ元気なんだから必要ないのでは?」と話を打ち切ってしまったが、今日のご説明で「元気なうちに」行うことが必要であることがわかって良かった。日本は困っている時に助けてくれる制度が色々とあることが分かったが、自分が誰かに「困っています。助けてください」と伝えることが大きなハードルであり、こちらはとても困っていても、制度上助けてもらえない事もまた多い事実と思った。困った時の相談先として行政書士さんもあるという情報が得られてよかった。　（Y．K）

★「親なき後」の問題を、年を経ると共に切実なものとなってくる。実際、私の懸念は自分の親、配偶者の親、そして兄弟姉妹間の問題が切実となってきている。″親の心配″というアプローチはもちろん理解できるが、自身の問題としては″子の心配″の方を念頭に置きながら受講した。私たち（子の側）は、リクリエーション（＝社会性）を重視するという、非常に納得する結論を述べておられて、それは現在もこれからも私自身の課題となるだろう。もうひとつ、「親なき後」という幅を広げた視点で考えると、具体的な問題がより多く現れるのではないかと思う。
（Y.N）

★本当に「親なき後の問題」はとても重要なことだと思いました。
親の存在が無くなること、サポートが無い状況になってから対応するのではなく今のうちに考えておく。
　自分は親が亡くなって、精神的な心のよりどころが無くなり、ダメージを受けました。話の中でも亡くなられてもサポート（生活）が無いと大変なことになるという現実を皆さんが危機感を持っていただければと思います。まだ先ではなく今、現在の問題として…。　（H. S）

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物許可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5394 号

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物許可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5394 号

精神障害者と差別解消法

東京アドヴォカシー法律事務所代表　池原　毅和

４月から実施される「障害者差別解消法」について、当法人顧問の池原毅和さんの「精神障害者と差別解消法」が『みんなねっと』の 2 月号に特集として掲載されています。池原先生と公益社団法人全国精神保健福祉会連合会のご厚意により、その主要部分の掲載をもって共有させていただきます。当事者と家族、支える人々の手で社会的障壁が具体的に取り除かれるよう制度を活かしましょう。

◎差別とは何か

障害者差別解消法は「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより､障害者の権利利益を侵害してはならない。」と定めています（同法 7 条 1 項、8 条 1 項）。人を差別することがいけないことは当然なので、ある言動や制度が差別に当たるとすれば、それが許されないことは当然と言えます。けれども、そもそもその言動や制度が「差別」に当たるのかどうかは人によって理解の仕方が違うかもしれません。

障害者差別解消法は、障害を理由とする差別の定義を規定していませんが、障害者権利条約は「障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、文化的、市民的その他のあらゆる分野において、他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を認識し、享有し、又は行使することを害し、又は妨げる目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、あらゆる形態の差別（合理的配慮の否定を含む）を含む。」と定めています（同条約 2 条）。

障害者権利条約は国際人権条約ですが、日本の国

内法としての効力も持っていますから、この定義は、障害者差別解消法などの法律の上位にあって、それらの法律がいうところの「差別」の内容を指導するものになります。

この定義で特に重要なことは第一に、差別は「区別、排除又は制限」によって行われるものだということです。精神障害を理由にして、その人を他の人と区別したり（例　精神医療は他の医療と区別して人員配置が少なくてもよいとすることや一般病床への入院をさせないこと）、排除したり（例　精神障害者のグループホーム等の開設の反対運動）、その行動や資格を制限すること（例　欠格条項）は差別行為に当たります。

第二に、こうした区別や排除や制限は、精神障害のある人の人権や基本的な自由を妨げる「目的又は効果を有するもの」とされるので、精神障害のある人の権利を侵害してやろうという意図や悪意がなくても、結果として権利を妨げる効果を生じれば差別になるということです。

第三に、「あらゆる分野」における「あらゆる形態の差別」が障害に基づく差別には含まれるということです。

◎差別の類型

差別には、精神障害のある人のグループホーム開設に対する反対運動で「精神障害者大量入居反対」などというのぼり旗を立てるなど、精神障害を名指しして差別する形態があります。これを直接差別といいます。直接差別は露骨であからさまな差別的行為なので差別であることがわかりやすく、そのため現実の社会では、もっと巧妙な方法がとられることが少なくありません。

表向きは精神障害を基準にして人を区別・排除・制限しているのではないけれども、結果としてその基準を使うと精神障害の人が区別・排除・制限を受けることになるようにする方法です。これを間接差別といいます。

道路交通法が運転免許の拒否の理由として「幻覚の症状を伴う精神病で政令で定めるもの」を基準とするのは、ほとんど精神障害を名指ししているのと同じなので直接差別と言ってもよいものですが、そうでなくても間接差別になります。同じように「自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある病気として政令で定めるものの影響により、その走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転する行為であって、結果としてその病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥ったもの」を危険運転致死傷罪で重く処罰するのも間接差別の類型に入ります。

もっとも、道路交通の安全を図るためにはこうした人たちの運転免許を制限することは必要であり合理的だから、差別には当たらないという意見もあります。道路交通法等はそうした発想から規定されています。けれども、これはグループホーム開設に対する反対運動をする人たちが､「近所に保育園や小学校があるのに万一のことがあったら誰が責任を取るのだ」という意見と同じ発想だといわなければなりません｡「一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」の資料によると平成 19 年から平成 23 年までの 5 年間に統合失調症の人が起こした交通死亡事故の報告は 3 件ですが、犯罪白書から同じ 5 年間に発生した交通死亡事故件数をみると 2 万 5288 件もあるのです。こうした統計は統合失調症がむしろ道路交通の安全を害するような類型的な危険性のある病気ではないこと、統合失調症などをあたかも交通死亡事故を起こしやすい危険な病気であると見なす法律は実証的なデータに基づかない偏見に基づくものであるということ、そしてそういう法律が存在することが一般の人たちに偏見を植え付け、さらに偏見を強化することになることを物語っています。

◎差別の本質

障害者差別解消法は､「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、…全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。」と定めています｡「障害のある人が個人としてその尊厳を重んぜられる」ということは、障害があっても人として尊重されること、言い換えれば、障害があるままの姿で人として受け入れられるべきことを意味しています。障害者権利条約はこのことを「その心身がそのままの状態で尊重される権利」（同条約 17 条）として保障しました。障害者権利条約はさらにこの条約の前提として、障害のあることを含めた多様な人たちがいることが人間社会にとって重要であり、障害のある人はそのことに大いに貢献し、これからも貢献する存在であること（前文 i、m）、障害を望ましくないマイナスなものと考えるべきではなく、むしろ人間社会の多様性を作り上げるものとして尊重すべきものである（同条約 3 条 d）、と定めています。

障害者権利条約は、障害についての理解を医学モデルから社会モデルに転換しているといわれます。医学モデルでは、精神障害のある人がほかの人と同じように仕事をしたり社会活動をすることができないのは、統合失調症や躁うつ病などの精神の機能の障害があるからだと説明してきました。これに対して社会モデルでは、少なくとも機能障害があるだけでは、直ちにほかの人と同じ活動ができなくなるものではないと考えます。

車いすを使っている人がほかの人と同じように旅行ができないのは、足がマヒしているために車いすを移動手段としていることに加えて、交通機関や町の構造が車いすで移動することを想定しないで作られている（階段や段差だらけである）ことがあって初めて発生する困難であると考えられます。もし、あらゆる設備が車いすで移動する人のことを考えて作られていたら、足がマヒして車いすを利用している人でもほかの人と同じように旅行を楽しめるはずです。

逆に突飛な発想ですが、もし、あらゆる設備が車いすの人を標準にして作られていたらどうなるのでしょうか。列車やエレベーター、建物の天井の高さは 1 メートル 50 センチも必要ない低いものでよく、車いすを使わない人は何時もしゃがむかお辞儀をしたような姿勢で利用しなければならず、とても不便なことになるでしょう。

こう考えてくると障害という現象は、社会が人間の多様性に対する想像力を欠くことから生じることが分かります。社会は意識的か無意識的か、さまざまな人が利用することを想定しないで社会の設備や制度を作ってしまうために、その想定から外れてしまった人にとっては社会の設備や制度は使いにくく、ひどい場合には使えないものになります。反面で想定に合致した人にとっては使いやすい便利なものになります。社会がどんな人がその社会のメンバーだと想定するかによって、社会活動がとてもしやすい人としにくい人が生じてしまうことになります。メンバーに想定された人は恩恵や便宜を受け、想定から漏れた人はそれが受けられない不便をこうむり、その社会に円滑に参加することができなくなります。そこに障害という問題が発生します。ですから、障害という問題はこの想定の仕方の偏りによって生じるものということになります。言い換えれば平等性に対する配慮を欠いた偏った不公正な想定の下で社会が作られていることが障害という問題を発生させているわけです。

社会が人間の多様性に対する想像力を欠くことから障がいは生じる

障害者差別解消法は、社会的障壁という概念を使って、このことを明らかにしています。　社会的障壁とは､「障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」（同法 2 条 2 号）とされ、障害者とは、精神障害を含めて「心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（同法 2 条 1 号）と定められています。つまり機能障害（例えば統合失調症）のある人に対して社会的障壁があることによって障害者と呼ばれる人が生まれると理解しているわけです。社会的障壁は障害のある人の存在を想定しない社会によって作られていきます。障害のない人にとってはそれは障壁どころか便利なものなので、それが自分とは違う心身の構造を持った人にとっては障壁になることを理解できず、差別をしているなどとは気づかない場合が少なくありません。しかし、それこそが根本的な差別の構造を生み出し、温存することになるのです。

◎合理的配慮

社会的障壁が障害のある人に対する差別の構造を作り上げている者だとすると、それを除去していくことが差別をなくしていくために必須になります。障害者基本法 4 条 2 項は､「社会的障壁の除去は、…それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」と定めて社会的障壁を除去するという合理的配慮を行わないことが「前項の規定」つまり差別禁止の規定に違反することになると定めています。社会的障壁が差別構造を作り上げているのですから、これは当然のことですが、合理的配慮との関係でもう少し考えておく必要があります。

障害のある人に対する合理的配慮は、障害のある人に対する特別な配慮や恩恵ではありません。もともと、障害のない人たちは社会からありあまる配慮を受けており、社会の設備や制度は全て彼らの便宜を考えて作られてきたものです。これに対して障害のある人に対しては何の配慮もなされず、自分たちが社会のメンバーであることさえ忘れられていたのです。ですから、合理的配慮はむしろ今までの無配慮を埋め合わせる配慮、あるいは、障害のない人が受けてきた配慮と同じだけの配慮を求めるものです。これが実現されて初めて私たちの社会は障害のある人もない人も平等に共に暮らせる社会になっていくわけです。

しかし、障害者差別解消法は行政機関等については合理的配慮を法的義務としましたが、その他の事業者については、それを努力義務にとどめてしまいました。こうした点は今後の法改正で見直していかなければならない残された課題になっています。

（いけはら　よしかず）

日本では「合理的配慮」を求める闘いは重度障がい者のバス乗車を求める闘いに始まった！

（その闘いの記録を描いた河野秀忠さんの著書）

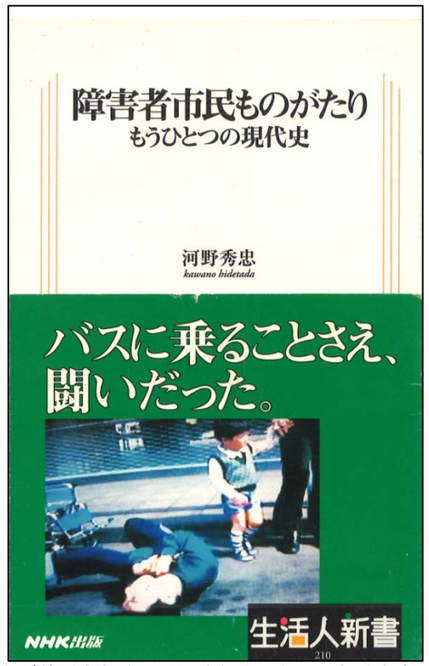

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　SSKU　増刊通巻第 5394 号

第 11 回　わくわくかん　家族懇談会のお知らせ

開催日時：　2016 年 3 月 29 日（火）16:00～17:00
場　　所：　障害者福祉センター　４階　自立訓練室
内　　容：　障がい者就労について③　　共に働くＡ型
個人面談：　※（事前にお申し込み）17:00～
連 絡 先：　TEL　03－5963－6888　FAX　03－3906－9997

「新おちかわ屋」の事業計画が決まる

「スローワールド・ネットワーク」を強化

東京・日野の認定 NPO 法人やまぼうし（伊藤勲理事長）の「新おちかわ屋」の事業計画が進んでいます。

川崎街道の拡張工事に伴う現おちかわ屋の移転先が日野市神明に決まり、移転に伴う建物設備の改修工事は、建物のバリアフリー化とショップの改修をおこなって３月１日付けで、現在の主たる事業所「就労継続 B 型事業所」の移転を行う。「ふれあいの森カフェ」を従たる事業所とし１０月１日付けで、新たに生活介護事業所を移転先に併設した多機能型事業所に移行します。

移転後の就労Ｂ型事業所の名称は「スローワールドおちかわ屋」となり、スローワールド事業部での食材仕入れと販売業務をメインとなる。従来のメインの野菜食材の仕入れ先をオーガニック野菜の卸問屋「温市」に切り替えることとし、スローワールド事業ネットワークの拠点事業所としての役割を発揮していく。新業務体制への切り替え準備期間として、当分の間、加工食品は「ビオマーケット」から仕入れるものとするが、順次「共同連」関連の障害者事業所を中心にしたものに切り替えていく。新たな「生活介護事業所」は、「スロー・アート」（エイブル・アート）をメインとした事業所とし、スローワールド事業部に中での、データー処理、広告宣伝やギャラリー企画等新分野の事業分野を開拓していく。新事業体制に対応できるスタッフ体制の整備を順次行うとしている。とりわけ、食材仕入れ担当については、卸問屋「温市」との業務協力での人材確保に取り組みます。新事業体制の切り替えは、１０月とし、年度後期から就労継続Ｂ型の主たる事業所「スローワールドおちかわ屋」と従たる事業所「ふれあいの森カフェ」、新設の生活介護事業所「スロー・アート」（仮称）により構成される多機能型事業所とするとしている。

取組んできた「スローワールド・ネットワーク」に新たにくらさわ、ＦＩＯ、結いの会、山形の月山福祉会、山梨の八ヶ岳名水会等の参加を呼びかけ、独自のオーガニック食材の生産者との事業連携を図る方向を打ちだした。また温市との事業連携を軸に、専門的な流通ノウハウの取得を行っていく。法人内の事業所間の事業連携の強化のための「スローワールド事業連携プロジェクト」チームを立ち上げるとしている。

コンヴィヴィアリスム
「共生主義」とは何か？

フランスでの社会的・連帯経済運動の延長線上に出てきた「共生主義（コンヴィヴィアリスム）」の思想のフォーラムが 1 月 22 日、明治学院大学で開かれ、西川潤（早稲田大学名誉教授）がレンヌ共生主義大会の成果を踏まえて発題した。

先進諸国が低成長、ポスト成長の時代に入り、経済成長時代の拡大、自然と人間支配の経済主義思考を改めるべく、「脱成長」が唱えられてすでに十数年がたつ。

現在世界では、立ち行かなくなった成長、資本の強蓄積を継続しようと、帝国的介入、マネー経済、資源の収奪的開発が横行し、紛争、戦争、テロの悪循環が拡大して人びとの平和が損なわれている。日本の日米軍事同盟強化の安保法制、バブルと債務悪化を導く大企業主導型のアベノミクスもその表現という。こうした時代に、脱成長時代の経済社会のあり方を真剣に構想すべく、フランスでは共生主義が唱えられ、昨年 10 月末にレンヌ市で「共生主義研究大会」が持たれた。共生主義は一つには、友愛と連帯（絆）による人間社会の建て直しと人間・自然間のより調和的な暮らし方の再建、他方ではそのための経済優先主義からの脱却と地域重視、共生文化の形成を目指す。

その萌芽は、世界各地のローカルな取組み、協同組合、社会的経済、連帯経済、スローフード、スローシティ、スローサイエンス、反功利主義運動、贈与の経済、脱成長、ブエン・ビビール、アグロエコロジー、トランジションタウンなど、それらはグローバル化した消費社会とそれを支える政治・経済・科学・技術の諸制度を問題視して「共生主義宣言－相互依存宣言－」（簡約版）にまとめている。

従来の運動や理念に比べ、人類共同体、道徳的考慮、生態学的考慮を強調し、現体制との決別と共生主義に立つ新体制への移行を強調している。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　SSKU　増刊通巻第 5394 号

連載　精神病は自分とは関係ない!?⑥

母が他界して貧乏大家稼業

住むものみんなわけあり人

母が他界して、自宅兼アパートの建物を私は相続しました。本当に小さな、何もないアパートなのですが、私は区役所や不動産屋を回って、お客さんを集めました。身寄りのないお年寄りや、フリーターの若者とかが、最初の頃のお客さんでした。

不思議と念ずれば願いは叶うもので、家賃を安く設定したせいか、お客さんはつきました。ただ、変わった人も多く、生活保護を受給するためだけの、ダミーの住所として使われた事もありました。その部屋は誰も住んでいないのに、サラ金の業者がひっきりなしに取り立てにくるのです。どうやら、住所を偽ってお金を借りているようでした。中には、どこで調べたのか、私の自宅の電話にも連絡してきて、家賃を押さえようとする業者もありました。それで、警察署まで、相談しに行ったりもしました。

また、困ったお客さんの中にＳさんがいました。最初、生活福祉課のケースワーカーと二人でやってきたのです。ワーカーが言うには「Ｓさんは生活保護を受給していたのだけれども、年金がまとめて 100 万円くらい入るから生活保護を打ち切ります。あとは、二人で仲良くやってください」と無責任なことを言うのです。行政の対応にはあきれます

雪の舞う中、布団だけ送られてきて、Ｓさん引っ越してきました。驚いたのはそれからです。実はこのＳさんは重度のアルコール依存症だったのです。むかしは、奥さんも子供も 3 人いて、仕事にはげんでいたのです。しかし離婚してしまい、それから酒びたりのようでした。とめる人もいません。後になって聴いた話では、前のアパートも退去勧告をうけ、やむなく出ていかざるをえなくなったというのです。まったく、札付きの不良でした。

毎日、朝から酒を飲み布団でごろごろしているので、汗で布団もその下の畳も黒く腐ってしまいました。不衛生でゴキブリがぞろぞろと歩きまわる始末でした。ゴキブリのことを「友達だよ」などと言って開き直り、押入れを開けると、空になった日本酒のパックがぎっしりと詰まっている状態でした。何を言っても受け付けず「昼間から酒を飲むから楽しいんじゃないか」などと開き直っていました。家賃を集金するのも大変でした。年金が入金になる銀行が遠いので、タクシーに乗せて銀行までいくのです。Ｓさんは世捨人のような人ですから、汚くて、臭いのです。とてもタクシーが止まってくれるような、身なりではないのです。そこで、仕方なく私が先に道路まで行って、手を上げてタクシーを止めるような状況でした。そして、持っているお金のほとんどすべてを酒に使い果たしたＳさん。私は仕方なく区役所の生活福祉課までタクシーで連れて行きました。当時、私の担当だった、保健師さんにも手伝ってもらいました。しかし、窓口の対応は冷たく、「まだお金を持っているはずだ」とか、私に対して「あなたは家賃だけ取っていればいいんだ」とか言われました。結局、地域包括支援センターの電話番号を教わっただけでした。電話をすると、相談員が来てくれるのですが、特に手を打つことができませんでした。

ある日、私がＳさんの部屋を訪れると、Ｓさんは目がうつろで、呼んでも返事をしませんでした。いよいよかと思い私は意を決して救急車を呼びました。救急隊員に救急車に乗せられたのですが、Ｓさんは生活保護ではありません、大事な保険証も失くしている状態でした。なかなか受け入れてくれる病院がありません。ドキドキしましたが、なんとか救急車は動き出し、Ｓさんは入院することになりました。そのことを相談員に告げると、やっと行政が重い腰を上げました。ケースワーカーがついたのです。生活保護が受給になったのです。

私はＳさんが入院している間、腐った布団を粗大ごみに出し処分して、畳を何とか交換しました。他に行くあてのないＳさんは、しばらくすると戻ってきました。お金もなく、食べ物にも困るひとでした。「なにか食べるものをくれないか」と言うので、缶詰とご飯をあげました。

ケースワーカーと相談員はここぞとばかりに、Ｓさんをアルコール依存症治療で有名なクリニックに連れて行きました。最初は患者だと告げられず、ボランティアだと言われて、その気になったようでした。お金はクリニックに管理されました。ベッドが届き、Ｓさんも「人間を入れ替えなければ」と意気込み、徐々にメチャクチャな生活から、立ち直っていきました。そんな人の生き死にが交錯するアパートなのです。私もわけあり、住んでいる人間全てが、何かわけありなのです。

E.H

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　SSKU　増刊通巻第 5394 号

書評

一番やさしいピケティ「超」入門　中島明著

～増えるブラック企業と派遣社員、世界的に広がる格差をどう考えるか？～

ある経営者は「経営の立場から株主の期待にこたえよということ」、「雇用を優先して損失を出すことが、私に期待されていることではない」という言葉を残している。いま、日本の「働く」という枠組みが崩壊しつつある。ブラック企業は大手を振って社会を練り歩き、ワーキングプアの代名詞である派遣社員、いわゆる「ハケン」は増加傾向にある。冒頭に述べた経営者の言葉も日本の働く枠組みを壊しかねない発言である。このような社会情勢は日本だけの問題ではなく、先進諸国や発展途上国においても多々見られる。

フランスの経済学者であるトマ・ピケティは、「21 世紀の資本」という膨大なデータから考察を行った著書を 2014 年に刊行した。当書は 700 ページにも及ぶ分厚い書物であるが、発売されるやいなやアマゾンの経済書で売上 1 位を取り、著者であるピケティ氏は「経済界のロックスター」と呼ばれるまでの人気を博している。「一番やさしいピケティ「超」入門」は「21 世紀の資本」を読むための入門書のような位置づけであり、多少の計算式はあるが、経済を学んでいない人間にも平易に理解できるように論じている。

ピケティによれば、経済成長が停滞して、働いて稼ぐ賃金(労働所得)が伸び悩むと、個人が持っている財産(資本)の優位性が高まって、資本を所有する「富める者」が更に富む一方、資本を所有しない「貧しき者」がさらに没落するとしている。つまり、親から子に渡る遺産相続の額がその子の将来的な所得に大きく影響するということであり、重要なのは一定期間に得る流れとしての労働所得とある時点で所有している資本所得とでどちらの優位性が高いのかを知ることである。最も賃金の低い人が生涯をかけて稼ぐ労働所得以上の遺産を相続する人の割合は、1920 年代生まれの人では 2%であったが、1970 年代では 12%、2010 年～2030 年代では 13～15%という予測値であり、将来的に 6 人に 1 人が働かなくても所得を持つ「不労所得生活者」になるという。2001 年にノーベル経済学賞を受賞したスティグリッツ氏によれば、「アメリカの上位 1%の高額所得者がいまや 40%の富を支配している」という調査結果を出している。このような資本主義経済をそのまま放置すると経済格差が自動的に拡大するというのが、ピケティ氏の「21 世紀の資本」における大きな主張なのである。

また、その主張と相まって重要視しているのが政府のあり方、課税の方法である。先に述べたように経済成長が停滞すると、労働所得の増加は見込めない。そのため、労働所得に対して減税措置を行い、資本所得に対して増税措置を行うことで、経済格差の縮小を提唱している。日本の経済施策である「アベノミクス」に対しても、ピケティ氏は「格差を拡大する一方で、経済は低成長になるという最悪の事態に陥る可能性がある」、「取り組むべきは賃上げの強化だ」と語っている。

日本はかつて「1 億総中流」と呼ばれるほどの経済格差の比較的小さい社会であった。しかしピケティ氏が分析した長い歴史から捉えると、この現象は異常であったともされている。今後は遺産相続による不労所得生活者が増加し、働いても食えない労働者も増加する可能性が多いにある。この背景には、労働者派遣法や労働基準法の改正、金融緩和などの政治的施策が影響していることも大いに考えられる。また、ある調査によれば、20 代のフリーターから正社員になれた人は男性で 44.7%、女性で 28.5%という数値である。現代の日本社会は規範的なレールを登っていくのは難しく、一度脱線してしまうと元に戻るのも難しくなってしまっている。

私の好きな作家、森博嗣氏の小説にこんな一節がある。「人間の歴史を考えてみたら、ずっと昔には不思議なことばかりだった。太陽や月が空に浮かんだり、満ち足りかけたり、形を変えたり。だけど、そんなことに関わってばかりはいられない。とにかく生きていくための労働がたくさんあったはず。そうなると、不思議を不思議のままにして、神様のせいにしたり、精霊のせいにしたりして、手っ取り早い納得の仕方を考案して、みんな考えることから離脱しようとした。」と。今の日本は、日々の労働が手一杯で、巨視的な観点から働くことを考えられなくなっているのではないだろうか？今一度、立ち止まって、「働く」を再考してみたい。

S.H.

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　SSKU　増刊通巻第 5394 号

春

グループホーム在籍　ウッドペッカー

春が近づきつつある
春はおひなさまの季節もある
春がだんだんすぐそこまできている
寒いかんきがきたりあたたかいかんきがきたり
こうごになってる
梅の花もつぼみがなり桜もいつかはさくだろう
おひなさまはいくつになってもうれしい
ホワイトチョコレートもきっと皆はもらえるだろう
春はあたたかさをはこんでくる
冬のかんきはきても少しずつ春はくる
いろいろな花々もつぼみをさかせようとしている
春の空気もきっとおいしいだろう
おひなさまはどれもかわいいそしてキレイだ
春のひだまりはいつかはくるきっとくる
すぐそこまで春は近づいているだろう

想 春 譜Ⅱ－わが母

リボーンプロジェクト OB　うこっけい

雨の日は　母と傘さし　幼稚園
いくつになっても　母想う今日
鏡見る　自分の中に　母がいる
笑顔と元気　しぐさ面影
ひらひらと　舞い散る桜　ささやくよ
優しい母の　なつかしい声
寂しくて　おぼろ月に　見る夢は
優しい母と　泣き虫の僕
晴れた空　畑の土を　耕して
命育てと　種を蒔く僕
なつかしい　友と語らう　春の午後
カフェの向こうで　タンポポふわり
夕暮れに　ふとふり返る　想い出は
静かな雨に　浮かんで消えて
大海を　知らずに逝った　我が金魚
何も出来ずに　ただ祈る僕
雨上がり　僕の街にも　春が来た
さくらウグイス　輝く季節
お彼岸は　家族みんなで　墓参り
にっこり笑って　涙がぽろり
真夜中に　ふと思い出す　母の顔
僕の心が　静かにゆれる
泣き顔に　優しく吹いた　南風
心残りを　笑顔に包んで
いい湯だな　湯気立ちのぼる　銭湯に
カポーンと響く　夜更けの煌めき
満開の　桜の下で　母想う
春の日差しに　さみしさ混ぜて
被災地を踏み鎮めし　横綱の
四股の力で　笑顔ふたたび
プロ野球　春と一緒に　訪れて
心うきうき　がんばれ巨人
辛い日も　悲しい時も　僕は僕
見上げた空に　そっと微笑む
雨上がり　アスファルトの香(か)
立ちのぼる
きらきら光る　雨粒の街
江戸っ子の　粋でいなせな　心意気
口は辛(から)いが　お腹は甘い
どんな日も　母の手料理　食べたなら
元気になれる　魔法のご飯
木もれ日の　青葉が映える

青空は　幼き頃と　同じ青空
静けさに　夜空に刺さった　三日月は
お風呂帰りの　響く靴音
母の日の 感謝を込めた カーネーション
重ねた不孝　感謝に変えて
風邪ひいて　一人寝ている　寂しさを
思い出すのは　母のぬくもり
青空に　麦わら帽子　よく似合う
母と参った　八幡神社
不思議だな　僕はいつでも　回り道
それもいいなと　思えた四十路(しそじ)
車窓から　昇る朝日に　照らされて
今日も元気に　皆と働く

本を出版しました！！

はたらっくすコーディネーター　宮澤秀一

この度、マーひゃんの＜時＞と私の俳句を 1 冊にして「Soul To Soul」という電子書籍の本を出版しました。マーひゃんの時は愛を謡った時が多く、心を打ちます。宮澤の俳句は、魂を込めました。1 冊 108 円です。

Amazon Kindle のサイトで「Soul To Soul」で検索すると買えますので、どうか皆様、今日の缶コーヒーの代わりに買って頂けたら嬉しいです。

1998 年 10 月 9 日第三種郵便物認可　（毎月 3 回 8 の日発行）
2016 年 3 月 6 日発行　　SSKU　　増刊通巻第 5394 号

懸垂は難しいエクササイズ？！

懸垂にしてはとても難しいエクササイズですか、背中と上体の筋肉に刺激をあたえるのがメリットです。状態の力だけではなく、メンタルの力も必要です。学生時代の頃に懸垂の経験があんまりなかったので、他の学生たちに比べってみると、５回以上やるにしても不可能だと思っていました。

懸垂に行う理由は：

１. 背中の筋肉の痛みを減らすこと。重い荷物を運んだり、家具を移動しやすくなります。
２．グリップの力が上がると、更に重いウェートマシンを引っぱり出すことが出来る。
３．機能的な筋肉が増える。
４．姿勢が良くなる。
５．広背筋に刺激が与える、方が大きく見えるし、ウエストがスリムに感じる。

懸垂の興味がある方は、家やマンションの中で出来る道具があります。スポーツ用品の店に行けば懸垂の道具が売っていると思います。しかも、背か高ければ高いほどや体重が重いほど、懸垂が出来る数が少ない。私はリボーンの休み時間の間に、障害者福祉センターの近くにある中央公園の深い森の中に歩いて、何回も懸垂をやっています。　　Ｋ．Ｙ

私のプロフィール

わたしはアメリカのカルフォルニア州に生まれ、ミシガンやテキサスで育ちました。１２歳の時発症し、１７歳の時発達障害と診断されました。そのためアメリカの障害者手帳を持っています。５年前、父親が無くなり、母と祖母とで母の国に帰ってきました。わくわくかんに来る前は、半年ほど障がいのためのディケアーにいました。コミュニケーション、スポーツ、料理などいろんな経験をし、別のディケアーにも行きました。就労したくてわくわくかんのリボーンプロジェクトに来ました。習慣が違うので苦労しています。アメリカでは、健康維持のエクササイズがとても盛んです。そのことをコミュニケーションルームに張り出したら『書いてみないか』と原稿を依頼されました。

就労支援センター北わくわくかん

登録者　（2016 年１月末）　567 名
就職者　６名（事務、調理、軽作業他）

先月　ご協力いただいた皆様

北区障害福祉課・北区社会福祉協議会・北区障害者福祉センター・東京都障がい者就業支援事業所の会・東京都心身障害者福祉センター・ハローワーク王子・池袋・春日部・東京障害者職業センター・東京都精神障害者家族連合会・精神障害者地域生活支援とうきょう会議・東京都障がい者就業支援事業の会・東京都精神障害者共同ホーム連絡会・東京都精神障害者団体連合会・東京都精神障害者就労系事業所連絡会・公益社団法人日本てんかん協会東京都支部・北精連・みのわマック・就労継続支援Ａ型事業所・ラトリエ　ソサイエティ・中小企業組合総合研究所・仙台羅須地人協会
他多くの方にご協力いただきました。

グループホームわくわくかん

現在、男性２名、女性４名の方が入居中です。新年早々、Ｂ型に通所中の男性入居者のＫさんが、突然、お友達の紹介で一般企業に就職を決めてきました。しかもクローズです。これには、世話人もワーカーさんもビックリ！本人の熱意がすさまじいため、とりあえず希望に沿って働いて頂く事になりましたが、体力と身体が資本の建築現場での仕事のため関係者職員「3 日もてば良い方かな…」と思っていたら、またまたビックリ！毎週の面談では「身体はキツイけど、嬉しいです」と、日を増すごとに、目の輝きも増すばかり！誰も彼を止めることはできません。最初は心配だったけど、今は心から応援しています。そんな彼は、２月末で GH を卒業。寂しくなるけど、仲間の輝かしい未来に向かって、皆でエールを贈りたいとおもいます。

▼編集後記▼

非正規労働者は 4 割を超えたといわれるが、玄田有史が「正規・非正規」はやめるべきと『中央公論』3 月号で書いている。実は随分あいまいな概念だそうだ。正規労働者は労働契約法によって解雇されない。その点で限定正社員も正規雇用ではない。非正規労働者は「雇止め」にあい「労働法」を適用されない、それは現代の奴隷制ではないか。明治維新後、律令制への評価は高いが賤民を置いた差別の制度でもある。江戸時代の新井白石はそのことを厳しく指摘した。アテネの民主主義は、奴隷制を前提に格差と貧困を前提とした自由と民主主義だったと柄谷行人は『哲学の起源』で、イオニアの格差のない無支配という時代があったと紹介している。貧困と格差、競争と差別を前提にした社会から「共生主義」が問われる時代になった。

発行所　郵便番号 157-0073　東京都世田谷区砧 6-26-21　特定非営利活動法人障害者団体定期刊行物協会　定価 100 円（会費に含む）